

(第一類 第四号)

第二回国会 司法委員会 議録 第十一号

昭和二十三年四月八日(木曜日)

午後二時十一分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

委員 良作君 石川金次郎君

角田 幸吉君 花村 四郎君

明禮輝 三郎君 山口 好一君

池谷 信一君 石井 繁丸君

榊原 千代君 山中日露史君

中村 又一君 佐竹 晴記君

出席政府委員

訟務長官 奥野 健一君

委員外の出席者

専門調査員 村 敦三君

専門調査員 小本 貞一君

四月六日委員安田幹太君、荊木一久君、山下春江君及び小西寅松君辞任につき、その補充として佐藤通吉君、角田幸吉君、松木弘君及び佐竹晴記君が議長の名で委員に選任された。

四月六日荊木一久君が理事を辞任した。

本日の会議に付した事件

行政代執行法案(内閣提出)(第三号)

行政事件訴訟特例法案(内閣提出)(第三四号)

○松永委員長 会議を開きます。

行政代執行法案及び行政事件訴訟特例法案を一括議題とし、審査を進めます。両案を討論に付します。山中日露史君。

○山中委員 社会党を代表いたしました。行政事件訴訟特例法、並びに行政代執行法の両案に対して、原案通り賛成をいたします。

○松永委員長 山日好一君。

○山口(好)委員 民主自由党を代表いたしました。上程された両案について賛成の意見を表明いたします。但し行政代執行法案は、もし濫用せられた場合には、由々しい問題を生じます。第二條の条件などは、厳格にこれを守つて、そうしていやくも人權保障の弊害を生ずるようなことのないよう、厳にこの法律の運営に当つては注意をいたしてもらわなければならぬ、ということも附言いたしました。賛成をいたします。

○松永委員長 佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 社会革新党を代表いたしました。両案に対して賛成いたします。

○松永委員長 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。両案について原案に賛成の諸君の御起立を願います。

(総員起立)

○松永委員長 起立総員。よつてこの両案はいずれも全会一致をもつて原案通り可決せられました。

なお両案の委員会報告書の作成方は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永委員長 それではそのようにいたします。暫時休憩いたします。午後二時十五分休憩

(休憩後は開会に至らなかつた)

(参照)

行政代執行法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び特徴

本案は、行政執行法の内容及、日本國憲法の趣旨に照し、調整を要するところが少なくないので、これを全面的に廃止して、將來における濫用の余地を封じ、必要限度において、新なる制度の下に出発する考に基づき、なお執行罰及び直接強制の途も一般的に存置する理由を認めないとの見解に立ち、代執行に関する手続のみを整備し、提出せられたものである。行政執行法の全面的廃止によつて從來行政検査に見られたような濫用による弊害は跡を絶ち、しかも廃止せられる規定の内容は既に殆ど他の法律によつて賄ひ得る事項であるから、廃止によつて何らの支障はないと考えられるところである。

本案が従前の代執行手続と異なる点は、第一に地方行政の拡充に伴い、発令機関が行政官廳から行政廳一般にまで拡張せられたこと、第二に、濫用を防ぐため代執行の手続をとるには、二つの条件

を要することとしたこと、第三に代執行に関する不服について、訴願或は異議申立の途をも開き、不服の申立について充分の機会が設けられたこと等が主なる本案の特徴として挙げられる点である。

二、議案の可決理由

日本國憲法の趣旨に照し、行政執行法の全面的調整は必要である。又代執行手続に関する規定は略々、妥當なる構想の下に立案せられてゐると考へる。

これが本案を可決すべきものと議決した理由である。

右報告する。

昭和二十三年四月八日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿

行政事件訴訟特例法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本國憲法及び裁判所法の施行により從來の行政訴訟はすべて裁判所の管轄するところとなり、その手続は民事訴訟法により審理裁判されることになつた。しかし行政事件は、公法上の権利関係に関する争を内容とし直接に公共の福祉に重大な関係があるので、特例を設けて民事事件とは別な取扱をする必要がある。この法案は、上述の趣旨から提出せられたものであつて、その要旨は次の通りである。

第一に、行政廳の違法な処分を取消又は変更を求め訴を提起するには、その前提として訴願を経なければならぬものとしてゐる。その理由はまず行政廳にその処分を匡正する機会を興えんとともに、それが迅速に行われる限りの考へに基くものである。

第二に、右の訴の被告及び土地管轄を定めたことである。即ちこの訴においては直接処分をした行政廳を被告とすることが、裁判の適正と迅速を期する上に適當であるとしてゐる。又專屬管轄の制を採用して、事件について審理の円滑を期してゐる。

第三に、行政廳の違法な処分を取消又は変更を求め訴について出訴期間を定めてゐる。かかる出訴期間の制限と関連して、原告が被告とすべき行政廳を誤つたときは、訴訟の係属中何時でも被告を変更することができることとしてゐる。

第四に、行政処分は、出訴によつてその執行を停止されないことを明かにし、これに対応して必要な規定を設けてゐる。即ち裁判所は処分執行により、生ずべき償ふことのできなない損害を避けるため、緊急の必要があると認めるときは、一時行政処分の執行の停止を命ずることができる。しかし又行政処分執行の停止が公共の福

社に重大な影響があるとき及び内閣総理大臣が異議を述べたときは、執行の停止ができないとしている。

第五に、裁判所が一切の事情を考慮し、行政処分取消又は変更をすることが、却て公共の福祉に適合しないと認めるときは、原告の請求を棄却することができるとしている。

二、議案の可決理由

まず訴願先決主義の採用について異論がないではないが、行政職にその行政処分について責任を採らせるためと、被害者と称する國民の側からの行政訴訟の提起も相当数のほると予想されるので、本委員会は訴願先決主義を可と認める。次に裁判所が原告の請求棄却の判決をした場合においても行政処分の取消又は変更を求める訴において、請求の理由が具備されている限り、原告の受けた損害賠償の請求を妨げられないと本委員会は解釈する。以上の理由により本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年四月八日

司法委員長 松永 義雄

衆議院議長松岡駒吉殿